



令和8年度 第2回

神 埼 市 職 員 採 用 試 験 案 内

令和8年7月21日

佐賀県神埼市 総務企画部 総務課

【入 庁 日】 令和9年1月1日 または 令和9年4月1日

受 付 期 間：令和8年7月23日（木） から 令和8年8月17日（月）まで

試 験 方 法：第一次試験 職務基礎力試験

第二次試験 作文試験、面接試験等

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定 人員	職務内容	求める能力等
一般事務 (障がい者)	若干名	一般行政事務全般に 従事	・ 神埼市のために働きたいという熱意 ・ 「企画力・実行力」、「柔軟な発想力」、「コ ミュニケーション能力」、「行動力」 ・ 事務遂行能力
一般事務	5名程度	一般行政事務全般に 従事	
一般事務 (土木)	2名程度	一般行政事務全般に 従事	上記に加え ・ 土木関連業務（土木・都市計画事業等に関 する計画・設計・施工管理等）遂行能力

2 受験資格

試験区分	要 件
一般事務 (障がい者)	・ 平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人 ・ 以下のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業 医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体 障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼう こう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫また は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）の 交付を受けている人 ③都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付 を受けている人 ④知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障 害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判 定された人 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・ コンピュータを使用したテストセンター方式での試験、活字印刷 文による出題及び口頭面接に対応できる人

一般事務	- 平成4年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人 - 普通自動車第一種運転免許取得者 - 採用後に神埼市内に居住することができる人
一般事務 (土木)	- 昭和62年4月2日以降に生まれた人 - 次のすべての要件を満たす人 ①1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、測量士のいずれかの資格を有する人 ②公共土木工事（建設部門、農業土木部門、森林土木部門）の計画、設計、施工管理等の実務経験＊を令和8年3月末日時点で通算して3年以上有する人 - 普通自動車第一種運転免許取得者

＊「実務経験」は、雇用の形態（正社員、非正規雇用等）は問いませんが、フルタイム勤務と同等の勤務により該当職務に従事した期間とします。

※同一年度内に実施する「神埼市職員採用試験」との重複受験はできません。（職種が異なる場合を含む）

次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 神埼市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、試験区分に関係なく第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和8年8月中旬（受付期間終了後）～9月上旬

詳細は、受付期間終了後に応募者へ通知します。

イ 試験の方法

テストセンター方式

職務基礎力 試験	職務能力 試験	時間	60分
		内容	公務部門の職員としての職務遂行に必要な能力をはかる試験 ※特別な対策や勉強は必要ありません。
	職務適応 性検査	時間	20分
		内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査 (面接試験の参考資料として使用予定)

※テストセンター方式とは、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時で受験できるものです。

ウ 第一次試験合格者発表

令和 8 年 9 月中旬に合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、第一次試験合格者のみ本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 試験日

令和 8 年 9 月 26 日（土）または 9 月 27 日（日）

詳細は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験会場

神崎市役所

ウ 試験の方法

作文試験	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験
面接試験	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する面接

(3) その他

第二次試験の実施の際、健康状態の自己申告をお願いする場合があります。

(4) 最終合格者発表

令和 8 年 10 月上旬に、合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、最終合格者のみ本人に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和 9 年 1 月 1 日から原則として 1 年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与・福利厚生等

(1) 給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

(2) 休暇は、「神崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づきます。

(3) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 試験案内及び申込

試験案内等は、神崎市ホームページに掲載しています。

申込は、インターネットによる申込のみ受け付けます。神崎市ホームページ内の申込専用サイトリンクからアクセスしてください。

神崎市ホームページ (<https://www.city.kanzaki.saga.jp>) ⇒ 「(右上メニュー) 市政・計画」 ⇒ 「人事・職員」 ⇒ 「令和8年度第1回神崎市職員採用試験のお知らせ」

申込内容等に虚偽又は不正がある場合は、試験の結果に関わらず、不合格とします。

(2) 受験申込に必要な書類

ア 提出書類

各試験区分に示す提出書類全てを提出してください。

提出書類の提出がない場合または不備がある場合は、失格となります。

試験区分	提出書類
一般事務 (障がい者)	① 神崎市職員採用試験自己PRシート ② 受験資格の要件を満たすことを証明する書類(手帳等)の写し
一般事務	① 神崎市職員採用試験自己PRシート
一般事務 (土木)	① 神崎市職員採用試験自己PRシート ② 職務経歴書 ③ 受験資格の要件(資格)を満たすことを証明する書類(資格証等の写し) ④ 受験資格の要件(実務経験)を満たすことを証明する書類(勤務証明書、在職証明書等)※写し可

イ 提出方法

受験申込の際に、申込専用サイトにて提出してください。

ただし、一般事務(土木)の④については、提出期限を第二次試験当日までとし、受験申込受付期間以降は、郵送または当日の提出等も可能とします。

(3) 受付期間

令和8年7月23日(木)9時から 令和8年8月17日(月)17時まで

7 問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事・研修係

TEL 0952-37-0100(直通)